

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における
調査審議事項（案）について

令和 2 年 6 月 1 0 日
原 子 力 規 制 庁

令和 2 年度第 7 回原子力規制委員会(令和 2 年 5 月 2 8 日)での議論を踏まえ、別添のとおり案を作成したので審議いただきたい。

なお、同日の委員会において指摘のあった自然ハザード全般に関する情報収集、分析等の取扱いについては、別途検討中であり、後日委員会に諮ることとしたい。

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における 調査審議事項（案）

令和2年6月10日
原子力規制委員会

原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)に基づき設置された原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会について、同法第14条及び第18条に基づき、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に対し、以下の調査審議事項を指示する。ただし、5.については、原子炉安全専門審査会に対してのみ指示する。

記

1. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
2. 令和2(2020)年1月に実施されたI R R S (I A E Aの総合規制評価サービス)のフォローアップミッションの結論(輸送に係る結論を含む)を受けた、原子力規制委員会の対応状況について評価や助言を行うこと。
3. 令和2(2020)年4月に施行された新たな原子力規制検査制度に係る規制機関及び事業者における実施状況について調査審議を行い、助言を行うこと。
4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の29の規定に基づく発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について事業者から聴取し、その活用方法に関し、助言を行うこと。
5. 原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価を行うこと。